

令和7年5月16日

請求人 浅賀 きみ江 様
同 若杉 幸子 様
同 岩田 薫 様
請求人代理人 山下 幸夫 様

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和7年4月18日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的となされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされ

ており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、県立相原高等学校跡地のクスノキ（以下「本件クスノキ」という。）を「伐採することは、相模原市（以下「市」という。）の『広域交流拠点整備計画』の精神に反すると考えられる」とし、「そうであるとしたら、市において、」「将来的に、本件クスノキを利活用する方向でその方針が見直される可能性がないとは言えないことも考えると、神奈川県としては、それまでの間（または利活用しないことが確定的に決定するまでの間は）、」「本件クスノキの保全管理を実施すべき義務を負っていると解すべきであり、本件クスノキを伐採することはそれに反するというべきである」ことを理由として、本件クスノキを伐採する工事を行うための予算の執行が違法又は不当であることを主張している。

請求人は、令和2年10月22日付けで、本件クスノキの管理を怠る事実を対象として住民監査請求を行っている。

この請求に対して、監査委員は、監査を行い、令和2年12月18日付けで監査結果を通知しているが、その中で、「県は、本件クスノキについて、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理しており、その扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしている」、「市は、本件クスノキについて、既にまちづくりの中で利活用しないことを表明しており、結果として伐採を余儀なくされるとしている」ことを是としている。

本件措置請求の主張は、「市において、」「将来的に、本件クスノキを利活用する方向でその方針が見直される可能性がないとは言えない」といった、仮定に基づいたものであり、財務会計上の行為であるクスノキを伐採する工事を行うための予算の執行が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

なお、請求人は、本件措置請求の中で、当該公金の支出を暫定的に停止すべきことを知事に勧告することを求めているが、法第242条第4項に基づく暫定的停止勧告については、請求人に申立権の定めはなく、監査委員が職権で決定するものである。

本件措置請求については、伐採が行われてしまった場合、請求人が求める本件クスノキの保全が果たされないため、監査委員の判断によりその要否を検討したが、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があるとは認められないことから、暫定的停止勧告は行わないこととした。